

八王子市における障害者差別解消に係る取組について

八王子市の障害者数（平成 28 年 3 月末現在）

人口	562,019 人
手帳所持者数	23,849 人
身体障害者手帳・・・	15,474 人
療育手帳・・・・・・・・	4,101 人
精神障害者手帳・・・	4,274 人

1 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（通称：障害者差別禁止条例）の制定及び改正について

① 法改正等の状況

平成 16 年	障害者基本法の改正 ⇒ 基本理念に差別禁止を明記
平成 18 年	国連の障害者の権利に関する条約
平成 23 年	障害者基本法の改正 ⇒ 差別禁止と合理的配慮の提供を基本原則に

平成 24 年 4 月 八王子市障害者差別禁止条例の施行

10 月 障害者虐待防止法の施行

平成 28 年 4 月 障害者差別解消法の施行

八王子市障害者差別禁止条例の改正

職員対応要領を策定

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正
⇒ 雇用分野の差別禁止及び合理的配慮の提供を義務付け

② 制定当初の条例の規定

- ・ 基本理念、市の責務、市民等の責務を規定
- ・ 差別禁止を明記
- ・ 合理的配慮の提供を明記（市、市民、事業者ともに努力義務）
- ・ 差別事案についての相談体制を整備し、解決につなげる仕組みを設ける（相談窓口の設置）

障害者福祉課及び市委託相談支援事業者（5 か所）

（八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会の設置）

委員構成（7 名）・・・市長への申立てに係る助言、あっせん等の答申

弁護士、人権擁護委員、学識経験者、医療関係団体（元医師）、教育関係機関（特別支援学校長）、障害者支援事業者、障害者団体を代表する障害者

③ 条例の改正

【改正の理由】

- 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と市条例の整合を図る。
- 2 市が条例を施行して3年以上経過したなかで検討した結果、今後も取り組むべき施策を明記し、また、これまで課題となっていた事項の見直しを図る。

【改正点】

1 合理的な配慮の義務化

「障害者差別解消法」では、行政については義務化されることから、市は、合理的な配慮をするよう努力義務から義務とした。

併せて、指定管理者は、市の施設の管理運営などの事務事業をしていることから、市の外郭団体は、市と同様のレベルでの対応が求められることから、合理的な配慮をするよう努力義務から義務とした。

ちなみに、市委託事業者については、委託業務の範囲が広いとため、条例で義務化することはせず、必要に応じ契約の中で明文化することとした。

2 女性や児童への配慮について

女性の障害者は、複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害のある児童には成人とは異なる支援が必要となる場合があることから、市が差別をなくすための取組をするときには、障害者の性別、年齢及び障害の状態に十分配慮する旨を条例に明記した。（差別解消法の国基本方針に準拠）

3 障害理解教育に関することについて

条例施行以降の活動の中で、障害者に対する差別をなくすためには、障害及び障害者を理解することが必要であり、特に、子どものころから理解を進めることが大切であると認識したことから、児童及び生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組む旨を条例に明記した。（差別解消法の国基本方針に準拠）

具体的には、小学生向けの障害理解のガイドブック及び学習指導案並びに障害理解教育に参加してくれる事業者や障害者団体のリストを作成するなどの準備を進め、29年度から授業の中などで活用できるようにする。

4 保育の確保に関することについて

制定当初の条例には、市の施策として「療育」と「教育」について取り組むことが規定されていたが、同様に「保育」についても、今まで取り組んできたこと、これから取り組むべきこととして、障害のある乳児、幼児、児童について、必要な保育を確保するため、必要な措置を講ずるよう努める旨を条例に明記した。

5 差別の解消のための体制強化について

制定当初の条例の規定では、差別の相談をした方が、何らかの理由で取り下げたとき、差別をしたと思われる方への対応ができない、という課題があり、これを解消する必要が生じた。

また、差別解消法では、「地方公共団体は、差別相談に的確に応ずるとともに、差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ること」が求められ、また、そのために関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるとされたことから、「八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会」の体制を、次のように強化し、より差別の解消に取り組むことができるようにした。

(委員構成)

委員数7名→20名以内(現在16名)に増員

民生委員、商工会議所、不動産関係団体(東京都宅地建物取引業協会)、市委託相談支援事業者3人、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会、八王子市保健所の職員、八王子市教育委員会の職員 を追加

(所掌事項の拡大)

- ・対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。(現行事務)
- ・情報の交換、協議、情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めること。(差別解消支援地域協議会の事務)
- ・相談者が何らかの理由で相談を取り下げた場合、その事案への対応協議及び事実調査に関すること。(課題解決のための新しい事務)

2 今年度の調整委員会の開催状況について

第1回：4月20日

- ・委員委嘱、説明等
- ・27年度までの市内差別相談事例の紹介及び検討

第2回：9月13日

- ・28年度上半期の市内差別相談事例の報告

3 現在までの差別相談事例

別紙「差別相談事案」のとおり

4 差別解消に向けた市の取組

条例の概要	実施施策	実績
1 障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための取組を総合的かつ計画的に実施する。	年2回(計12回)全職員を対象に障害理解研修を実施 → 指定管理者も受講対象	<u>受講者累計</u> 市職員 約1500人 指定管理者 約180人
	教職員を対象とした研修を実施 → 児童への障害理解教育のため、学校教員に周知研修を実施	<u>研修回数</u> 平成26年度 夏季教員研修1回 個別研修2回(小・中学校各1校) 平成27年度 生活指導主任研修1回 教務主任研修1回
	年1回(計3回)条例周知イベントをクリエイイトホールで開催 → 27年度からは、いちよう祭りに参加し、より多くの市民に周知を図る。	<u>来場者数</u> 平成24年度 270人 平成25年度 132人 平成26年度 93人 平成27年度手話体験 347人 点字体験 92人 クイズ 147人 平成28年度手話体験 170人 (1日目雨)点字体験 88人 クイズ 380人
2 市、市民、事業者は、障害者の権利利益を侵害することのないよう、合理的な配慮に努めること。	障害理解のためのガイドブック「みんなちがってみんないい」発行 → 職員研修、イベントをはじめ、多くの市民等への周知に活用	<u>発行部数</u> 平成24年度 6,000部 平成26年度 1,500部 平成27年度 1,500部 平成28年度 1,500部
	八王子駅周辺を中心に大型商業施設、金融機関、不動産業者や市内の病院を対象とした周知 → 障害理解、合理的な配慮等の説明を兼ねた面会によるアンケート調査	平成25・26年度に実施 大規模店 6施設 17店舗 病院 11か所 市営駐車場 2か所 金融機関 3か所 不動産業 5か所
3 差別事案についての相談体制を整備し、場合によっては市長に申立てて解決につなげる仕組みを設けていること。	差別相談への対応や差別事案の情報共有等	<u>相談受付件数</u> 平成24年度 10件 平成25年度 2件 平成26年度 8件 平成27年度 5件 平成28年度 7件(0119現在) <u>市長への申立事案</u> 平成24年度～現在 0件

その他・・・小学生向けガイドブック・学習指導案等の作成、宅建協会の機関誌へ差別解消の記事を掲載、民生児童委員等への研修など

差別相談事案

平成24年度

N0	相談日	受付	相談者	差別を行ったとされる者	相談内容
1	24.4.23	相談支援事業所	精神障害 女性	アパートの家主	精神障害者の入居拒否
2	24.5.28	相談支援事業所	精神障害 39歳 男性	航空会社職員	空港内での搭乗拒否とその対応
3	24.9.3	相談支援事業所	身体 40代 男性	テーマパークスタッフ	テーマパーク内での車椅子対応
4	24.9.18	市	聴覚障害 3級 60代 女性	マジックサークル責任者	サークルへの要約筆記者同伴拒否
5	24.10.17	相談支援事業所	精神障害 (統合失調症) 53歳 男性	本人が信仰している宗教の信者	不愉快な言動
6	24.11.22	市	精神障害 (てんかん発作) 40代 男性	不動産業者	入居拒否
7	25.1.25	相談支援事業所	繊維筋痛症 女性	ヘルパー	障害者への理解不足、不愉快な言動
8	25.1.23	市	身体障害者 (匿名) 女性 65歳	マンションの近隣住民	近隣住民からの嫌がらせ。(盗聴・真夜中の呼び鈴・階段から落とされる)
9	25.3.1	相談支援事業所	知的障害者 (4度) 男性 26歳	大手不動産業者	賃貸物件の入居拒否

差別相談事案

10	25.3.28	市	視覚障害者（2級） 女性 70歳	自治会役員	自治会広報紙への個人情報掲載
----	---------	---	---------------------	-------	----------------

平成25年度

N0	相談日	受付	相談者	差別を行ったとされる者	相談内容
1	25.9.5	市	体幹機能障害（5級） 男性 63歳	勤務先会社	不適切な職場環境
2	25.10.29	相談支援事業所	精神障害者（匿名） 男性 64歳	大手携帯電話会社	契約の拒否（障害手帳での身分証明の拒否）

平成26年度

N0	相談日	受付	相談者	差別を行ったとされる者	相談内容
1	26.4.30	市	精神障害者 女性 49歳	タクシー運転手	手帳提示時の態度
2	26.5.1	市	身体障害者（1級） 男性 49歳	バス会社	乗車拒否（シルバーカー利用）
3	26.5.2	相談支援事業所 市	精神障害者 女性 38歳	アパート大家	理不尽な頼まれごと
4	26.6.3	市	知的障害 男性 児童の父	コンビニエンスストア 長	不適切な対応
5	26.7.7	市	知的・精神障害者 女性 26歳の父	近隣住民	障害への無理解（近隣トラブル）

差別相談事案

6	27.2	市	福祉施設設置予定者	不動産業者	施設設置の賃貸契約の拒否
7	27.3	相談支援事業者	精神障害者 男性	両親	無理解による私財の廃棄等
8	27.3	相談支援事業者	身体障害者 男性	大型量販店	筆談の拒否等

平成27年度

N0	相談日	受付	相談者	差別を行ったとされる者	相談内容
1	27.9	市	肢体不自由 男性	セルフ式ガソリンスタンド	給油対応の拒否
2	27.10	市	自閉症男性の母	不動産会社・オーナー	障害を理由とする契約解除及び無理解な言動
3	27.11	市	自立支援協議会委員 からの相談	施設利用者	市施設内の売店（就労B）においてわざと外国紙幣を使おうとしたのではないか、また、ペットボトルの飲み口を触ったことに「気持ち悪い」と言われた件
4	28.1	市	身体障害者 女性の母	飲食店	混雑を理由とした車椅子の入店拒否
5	28.3	市	身体知的 男性の支援者	東京都住宅供給公社	当選後の説明会でストレッチャー車椅子でエレベーターを使用するには、トランクを開ければ使用できるため、鍵の貸与を願っていたが断られ、辞退か1階の空きを待つように言われる。

差別相談事案

平成28年度

N0	相談日	受付	相談者	差別を行ったとされる者	相談内容
1	28.4	市	聴覚 男性 (市外)	大学病院	電話以外での予約受付の拒否 筆談での診断結果説明の拒否
2	28.5	市	男性	使用者	精神障害者手帳取得のすすめ (障害者雇用枠への移行)
3	28.5	市	障害児の母	—	障害児は保険に入れないと聞いたが・・・
4	28.6	相談支援事業者 市	身体障害者 女性	市施設	勤務地での駐車場の確保
5	28.6	市	身体障害者及びその 母	東京都住宅供給公社	駐車場の更新期限による再配当における合理的配慮の欠如
6	28.8	市	高尾山口観光案内所 職員	—	高尾山ケーブルカー乗り場の対応について
7	28.9	市	市内在住 男性	南大沢保健福祉センター	利用受付簿が利用者名と障害者か否かに○を 付す形式になっており、他の利用者からも見れ る状態になっているのは、いかがなものか。